

名家連ニュース

令和2年5月20日(水)
 発行：特定非営利活動法人
 名古屋市精神障害者家族会連合会
 会長 堀田 明
 TEL/FAX(052)846-5576 NO.717号

第6期名古屋市障害福祉計画策定部会資料の概要

新型コロナウイルスの関係で4月27日(月)、5月29日(金)に予定されていた第6期障害福祉計画策定の部会が中止されました。名古屋市から送付された4月部会の資料を抜粋してお知らせします。4月部会資料の中で、「自立生活援助事業は、精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築の具体的施策の一環をなすものです。利用者数がサービス見込量を大幅に下回っている問題点を精査して、第6期計画に反映させること」等の意見を提出しました。5月部会の審議項目は「成果目標」で、意見提出期限は6月5日です。資料が送付され次第、内容を精査し意見提出する予定です。尚、資料内容は随時お知らせしますのでご参照ください。今後の部会開催予定日は、6月29日(月)、7月27日(月)、8月24日(月)、9月25日(金)となっています。(名古屋市第6期障害福祉計画策定部会委員：池山)



精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢区分別) 単位：人

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
18歳未満	412	495	578	645	761
18歳以上65歳未満	16,915	17,977	19,144	20,444	22,005
65歳以上	3,930	4,167	4,395	4,606	4,846
合 計	21,257	22,639	24,117	25,695	27,612

精神障害者保健福祉手帳交付者における発達障害の割合 単位：人

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
18歳未満	313	371	409	468	646
18歳以上	840	1,081	1,324	1,581	2,352
合 計	1,153	1,452	1,733	2,049	2,998
全手帳所持者数	21,257	22,639	24,117	25,695	27,612

精神科病院に1年以上入院している患者数・退院率



項 目	H28年度	H29年度	H30年度	令和2年度目標
入院後3カ月時点退院率(居住地)	66.0%	64.0%	※2	69.0%
入院後6カ月時点退院率(居住地)	84.0%	84.0%		84.0%
入院後1年時点退院率(居住地)	90.0%	91.0%		91.0%
1年以上入院患者数(65歳以上)※1	1,177人	1,278人	1,207人	868人
1年以上入院患者数(65歳未満)※1	1,266人	1,274人	1,168人	940人
1年以上入院患者数(居住地)計 ※1	2,683人	2,552人	2,375人	1,808人

【補足】

※3

- ※1 平成28年度は、病院所在地ベース。平成29年度以降は、居住地ベース。
- ※2 国から令和2年度夏ごろ提供される予定である。
- ※3 令和元年度は、国から令和3年度に提供される予定である。



精神障害者障害支援区分認定状況 (令和元年10月1日時点)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
精神障害者	116人 3.2%	1,762人 49.3%	1,080人 30.2%	324人 9.1%	96人 2.7%	196人 5.5%	3,574人 100%
身体・知的 難病・全体	222人 1.5%	2,654人 18.2%	3,007人 20.6%	2,418人 16.6%	1,999人 13.7%	4,298人 29.4%	14,598人 100%



障害福祉サービス支給決定者数の推移



区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
身体障害者	5,544人	5,694人	5,851人	6,035人	6,138人
知的障害者	5,623人	5,879人	6,075人	6,350人	6,499人
精神障害者	4,789人	5,281人	5,892人	6,654人	7,183人
障害児	906人	905人	913人	903人	977人
難病患者	75人	88人	112人	119人	132人

自立生活援助利用者数



参考:自立生活援助事業とは

区分	H30年度	R元年度 参考値	R2年度
身体障害者	0人	2人	
知的障害者	0人	2人	
精神障害者	1人	5人	
難病患者	0人	0人	
計	1人	9人	0人
サービス見込量	40人	40人	40人

▷自立生活援助事業は、平成30年4月1日より、障害者総合支援法第5条第16項に基づいて創設されました。

▷サービスの対象者は、一人暮らし又は一人暮らしと同様の状態にあり支援が必要な者。

▷サービスの内容は、概ね週に1回以上、最低でも月2回以上、利用者の居宅訪問を行い
 ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 ・公共料金や家賃に滞納はないか

・体調に変化はないか ・通院しているか ・地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

▷定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

▷サービスの利用期間は、1年間（市町村判断で最大1年延長可能）です。（参考記事：事務局/堀場）



第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定想定スケジュール



新型コロナウイルスの影響で6回開催予定の部会が4回になりそうです。スケジュールでは、8月部会で「全体のまとめ」、9月部会で「計画素案」、11月の障害者施策推進協議会を経て1月にパブリックコメントを実施し、2月市議会に提出される予定です。